

別紙 1

サイバーセキュリティ講演業務委託事業仕様書

本仕様書は、宮城県（以下「発注者」という。）が発注するサイバーセキュリティ講演業務委託事業（以下「委託事業」という。）を受託する者（以下「受注者」という。）の業務について必要な事項を定めることを目的とする。

1 委託事業の内容

(1) 趣旨

本業務は、宮城県内の消費者、消費活動を支える企業等（以下「消費者等」という。）の要望に応じ、サイバー空間に関する消費者トラブルや被害を防止するための講演を行い、消費者等が情報モラル、情報セキュリティに対する関心と理解を深め、自発的にサイバーセキュリティを意識したインターネット等の利活用を醸成するものである。

(2) 業務内容

講演先においてサイバーセキュリティに関する講演を行う。

(3) 業務の場所

宮城県内の消費者等が講演の開催を要望する場所

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

3 基本的要件

(1) 講演予定回数

講演実施予定を30回とし、講演予定回数が下回ることが予想される場合には、発注者と協議の上、積極的に改善に取り組むものとする。

講演実施回数が予定回数を下回る場合、実施回数に応じて減額契約変更する場がある。

なお、予定回数を超える場合には委託費の範囲内で可能な限り本契約業務を遂行するものとする。

(2) 業務分担の区分

別表第1「業務分担区分表」のとおりとする。

(3) 講師

ア 受注者は、次の全てに該当する者を講師として選任し、様式1「講師承認願」により宮城県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課長（以下「サイバー犯罪対策課長」という。）に申請し、承認を受けるものとする。

(ア) 受注者に所属する職員であること。

(イ) 講師としてふさわしい人格、教養及び識見を有し、サイバーセキュリティ講演を的確に遂行する能力を有すること。

(ウ) 次のいずれにも該当しない者であること。

a 刑罰法令に違反し罰金以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行

を受けることがなくなった日から起算して2年以上経過していない者

b その他講師としてふさわしくない行為をしたことにより、講演業務に支障を及ぼすおそれのある者

イ サイバー犯罪対策課長は、受注者から講師承認願があった者について、本項ア(ウ)のa及びbに該当することが明らかとなった場合は、これを承認しないものとする。また、講師として既に承認した者について、前記と同様の事由が明らかとなった場合は、承認を取り消すことができるものとする。

ウ 受注者は、本項イに該当する場合を除いて講師を解任する場合は、様式2「講師解任届」によりサイバー犯罪対策課長に届出をするものとする。

(4) 講演内容及び講演時間

ア 講演内容は、別表第2「講演科目表」による内容を基本として、消費者等の要望に応じた内容とする。

イ 講演時間は、1時間以内とするが、消費者等の要望に応じて調整するものとする。

(5) 講演実施日

消費者等の要望の日（調整はできるものとする。なお、受注者の規定による休日を除く。）

(6) 講演の方法

講師を派遣して行うこと。講師を補助する職員等の同行は妨げない。

なお、講演依頼者との調整の上、オンラインによる講演実施も可能とするが、オンライン講演実施に伴う依頼者との調整及び必要な資機材等は受注者が手配すること。

(7) 資機材

講演に使用する資機材は次のとおりであり、受注者が講演先と調整の上、必要に応じて準備するものとする。

ア パソコン

イ プロジェクター

ウ スクリーン

エ マイク、スピーカー等の音響設備

オ その他必要と認められるもの

(8) 実施上の留意事項

講演の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 消費者等の年齢や職業等の特性に応じた効果的な講演を実施すること。

イ 視聴覚教材等は、最新のサイバー空間に関する内容を盛り込むとともに適宜更新を行い、有効に活用すること。

ウ 効果の確認及び分析のため、講演に関するアンケート調査を実施すること。

(9) 受理報告

講演の開催要望の受理は、原則として発注者が行うものとするが、受注者が受理した場合には、口頭や電子メール、ファクシミリによる文書送信等により、サイバー犯罪対策課長に報告すること。

(10) 講演日時等の確認

受注者は、講演実施予定日までに講演先に次の事項を確認し、講演実施に向けた準備をすること。

- ア 講演予定日時
- イ 講演予定場所
- ウ 聴講予定対象者の別及び聴講予定者数
- エ 必要資機材
- オ 講演内容
- カ その他講演の実施に関して必要な事項

(11) アンケート

講演に使用するアンケートには、次の内容を盛り込むものとする。

- ア 講演内容の満足度
- イ 講演内容の有効度
- ウ 次回（別機会）の開催希望
- エ 個別的な意見・要望
- オ その他必要と認められるもの

(12) 実施結果の報告

講演の実施結果については、当月分のアンケート集計結果に加え、講演時間、講演場所、聴講対象者の別、聴講者数等を取りまとめ、文書（データによる提供も可）により翌月初旬にサイバー犯罪対策課長に報告すること。

(13) 業務完了の報告

全ての業務が完了した際は、効果・検証に関する内容を含め、文書により報告すること。

(14) 講演が中断した場合の措置

受注者は、何らかの理由により講演が中断したときは、直ちにサイバー犯罪対策課長に報告し、講演の再開について協議するものとする。

4 遵守事項

受注者は、本業務を遂行するに当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。契約期間満了後も同様とする。
- (2) 自らの利益を追求することを目的とした営業行為又は類似行為を行ってはならない。
- (3) 本業務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為を行ってはならない。
- (4) 本業務に起因する事故（トラブル等を含む。）が生じた際は、受注者に属する責任者を中心にしてその対応に当たるとともに、速やかにその概要をサイバー犯罪対策課長に報告するものとする。

5 その他

本業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と受注者は相互に連携を図るものとし、本仕様書に定めのない事項に関しては、その都度協議の上定めるものとする。

6 暴力団の排除について

- (1) 受注者が、この契約の履行期間中に宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行。以下「排除要綱」という。）別表各号に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 受注者は、排除要綱別表各号に該当し、本県から指名停止措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱別表各号に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、履行期間の延長等の措置を講じる。

別表第 1

業務分担区分表

サイバー犯罪対策課	受注者	両者が共同して処理する事項
1 受注者への指導監督 2 事業の普及・広報 3 講演要望の受理・調整 4 講師選任の承認・解任に関する事務 5 その他委託業務の運営に関する事項	1 講師の管理全般 2 事業に関する経理及び物品出納 3 講演日時等の確認及び講演に関する資機材等の準備 4 講演業務 (1) 視聴覚教材（スライドデータ等）の作成 (2) 講演 (3) アンケートの作成・配布・回収 5 講演実施結果の報告 6 アンケートの集約・分析 7 その他業務に関する必要な事項	1 講師の育成・研修 2 視聴覚教材の検討 3 アンケート内容の検討 4 効果・検証の検討 5 その他両者が協議して行うことが適当と認められる事項

別表第2

講演科目表

講演科目	講演細目	講演方法	留意事項
導入部分	自己紹介及び事業概要の説明	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視聴覚教材（スライドデータ等）を活用して講演を行う。 ○ 聴講者からの質問に対応をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の目的について触れること。 ○ 営利目的の内容とならないこと。
インターネット・SNS等の基礎知識	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネットとは ○ SNSの種類と特徴、危険性 		最新の技術動向や危険性を交えること。
サイバー空間の脅威の現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ サイバー空間の脅威に関連する相談と犯罪、インターネットバンキングに係る不正送金の発生状況 ○ サイバー攻撃の種類と最新の手口 ○ 出会い系サイト等に起因する児童の被害状況 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計を基に、インターネットに起因するトラブルや相談・検挙の事例及びフィッシング等の不正送金の手口について説明すること。 ○ 統計を基に、最新のサイバー犯罪・攻撃の手口について説明すること。 ○ サイバー攻撃を受けた際の社会的影響について触れること。 ○ 統計を基に、児童の被害状況について説明すること。
サイバー空間の脅威への対策	上記サイバー空間の脅威に対応した被害防止方策		聴講者の年齢や職業等、特性に応じた被害防止上の要点等について説明すること。
情報モラル	<ul style="list-style-type: none"> ○ SNSでの炎上事例 ○ インターネットでの誹謗中傷 ○ 情報モラル教育の重要性 ○ 保護者・教育者等の義務 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 炎上事例や誹謗中傷事例が及ぼす影響について触れること。 ○ ペアレンタルコントロール、フィルタリングの重要性について触れること。

様式 1

宮城県警察本部生活安全部
サイバー犯罪対策課長 殿

令和 年 月 日
受注者

講師承認願

講師を下記のとおり選任しますので承認願います。

記

番号	氏名	生年月日 (年齢)	知見を有する 分野・資格	備考
	住所			
		(歳)		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式 2

宮城県警察本部生活安全部
サイバー犯罪対策課長 殿

令和 年 月 日
受注者

講師解任届

講師を下記のとおり解任しましたので報告します。

記

番号	氏名	生年月日 (年齢)	解任理由	備考
	住所			
1		(歳)		
2		(歳)		
3		(歳)		
4		(歳)		
5		(歳)		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。